陳情第２５号

宝塚市北部地域において、北公民館の建設計画を推進することを求める陳情

陳情の趣旨

宝塚市は、現在中央・東西３カ所の公民館を所有しています。

公民館は、急激な変化を伴う現代社会において、市民が生涯学習のよりどころとなる施設です。社会教育法第２０条にその目的が明記されています。同時に、地域コミュニティの活動の場としても大切な施設です。

しかし、宝塚市においては、人口２３万人に対してわずかに３カ所しか設置されていません。隣接の西宮市人口４８万人に公民館３０カ所、川西市人口１６万人に対し公民館１０カ所、尼崎市人口４６万人に対し公民館１８カ所です。

宝塚市は、公民館の設置がきわめて貧弱であると言わざるを得ません。

宝塚市北部川面地域人口５３２４人、御殿山地域３５８７人、清荒神地域人口４０６８人、すみれガ丘地域人口７０９１人の合計２万人が在住します。公民館がこの地域にぜひとも必要であると考えます。さいわい、すみれガ丘地域には、建設の余地があります。また、文教地域でもあります。宝塚市を一望できる立地条件があります。ぜひとも、この地域に公民館の建設計画を推進していただきたいと考えます。

陳情の項目

１　宝塚市北部地域に、「北公民館」の建設計画の推進を求めます。特段、建築の余地があるすみれガ丘地域を中心に北公民館の建設計画を推進してくださることを求めます。

令和５年（２０２３年）２月８日

宝塚市議会議長　三　宅　浩　二　様

陳情者 [redacted]